

平成22年10月1日 森信特別委員提出資料

無形資産と国際的租税回避

中央大学法科大学院教授 森信茂樹

内容

- ・ 直接投資資金の流れ
- ・ 増加する国際的無体財産権取引
- ・ OECDにおける事業再編の議論
- ・ OECDにおける無形資産の検討
- ・ 米国における事業再編の事例
- ・ 米国の移転価格税制
- ・ ドイツの移転価格税制
- ・ わが国における事業再編の例
- ・ わが国への示唆

我が国の対外・対内直接投資の上位国・地域

対外直接投資

(単位:億円)

	国・地域	直接投資残高 (2006年末)	直接投資(フロー)	
			2005年	2006年
1	アメリカ	186,004	13,599	10,834
2	オランダ	54,012	3,620	9,940
3	イギリス	37,595	3,221	8,424
4	中国	36,052	7,262	7,172
5	ケイマン諸島	25,469	4,260	3,347
6	タイ	17,647	2,355	2,307
7	シンガポール	16,969	634	444
8	フランス	15,530	607	978
9	オーストラリア	14,486	693	547
10	韓国	12,688	1,966	1,768
11	ベルギー	11,452	-224	163
12	ブラジル	9,310	1,069	1,054
13	香港	9,247	1,963	1,755
14	マレーシア	9,232	590	3,455
15	インドネシア	8,868	1,341	864
16	ドイツ	8,816	304	1,312
17	カナダ	8,108	1,189	1,028
18	台湾	7,525	914	571
19	フィリピン	5,058	470	427
20	インド	2,753	298	597

対内直接投資

(単位:億円)

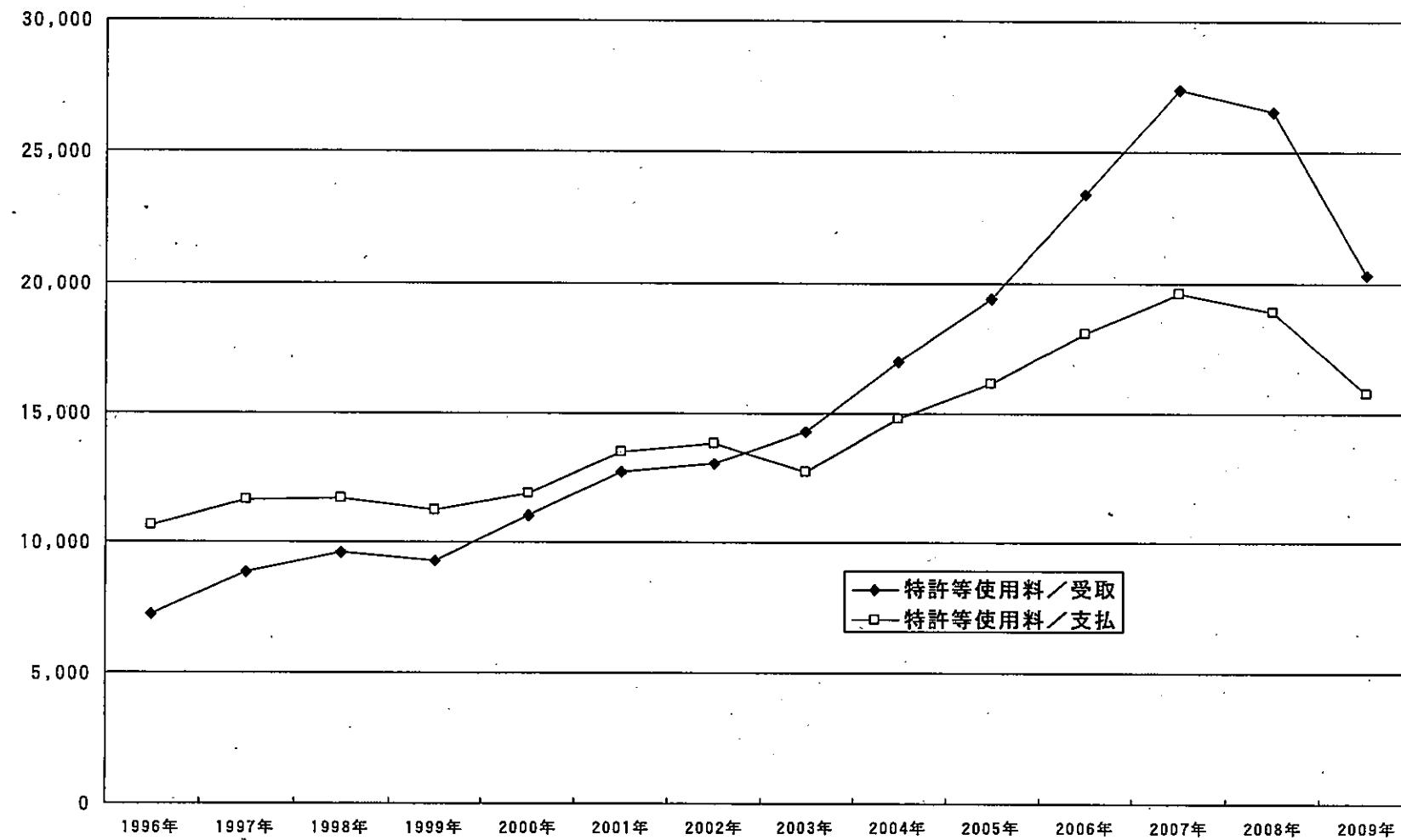
	国・地域	直接投資残高 (2006年末)	直接投資(フロー)	
			2005年	2006年
1	アメリカ	49,933	85	140
2	オランダ	14,478	2,663	-8,612
3	フランス	13,734	-88	322
4	ケイマン諸島	9,989	1,218	-51
5	イギリス	5,929	155	2,093
6	ドイツ	5,449	259	-622
7	シンガポール	5,001	679	1,265
8	スイス	3,139	-908	369
9	カナダ	2,716	-1,098	-3,209
10	香港	2,293	1,129	-2,467
11	ベルギー	2,260	-1,407	1,024
12	ルクセンブルク	1,945	396	-18
13	台湾	1,754	-34	128
14	スウェーデン	882	-72	778
15	イタリア	588	7	56
16	オーストラリア	577	-125	41
17	韓国	503	32	126
18	スペイン	232	48	47
19	中国	119	13	14
20	ロシア	54	-	-

(備考) 直接投資(フロー)のマイナスの数値は、その年の投資の回収額が投資額を上回ったことを示す。

(出所) 日本銀行「国際収支統計」

増加する国際的無体財産権取引

(単位:億円)



(出所) 日本銀行「国際収支統計」

OECDにおける事業再編の議論

- ・ 多国籍企業グループの事業再編に際して生じる移転価格上の問題について、OECDでは2010年7月「事業再編に関する報告書」(Report on the Transfer Pricing Aspects of Business Restructurings)が移転価格ガイドラインの第9章として承認。
- ・ 独立企業原則及び移転価格ガイドラインの適用が、事業再編前後で異なって適用されるものではないという前提のもとで、事業再編を当事者間の機能・リスク等の移転・配分と捉え分析。
- ・ 典型的な事業再編として、リスク限定的販売会社や契約製造会社への転換等があげられている。
- ・ 具体的論点は以下の通り。
 - 1) 事業再編に伴って関連者間で配分された機能・リスク等の評価
 - 2) 事業再編に伴う、機能、資産、リスクの移転及び契約の終了・見直しに対する独立企業原則及びガイドラインの適用
 - 3) 事業再編後の関連者間取引に対する独立企業原則及びガイドラインの適用
 - 4) 事業再編に伴う取引について税務当局が否認・再構築することが適當な例外的ケースの検討
- ・ ただし、事業再編に対する移転価格税制の実際の適用に際しては、比較対象取引の把握が著しく困難であることや、事業再編に伴い移転する無形資産の評価等の点で実務上の課題が残されている。

OECDにおける無形資産の検討

- 今般の移転価格ガイドラインの改訂では、無形資産の扱いは見直されず、今後、以下の論点等が議論されていく予定。

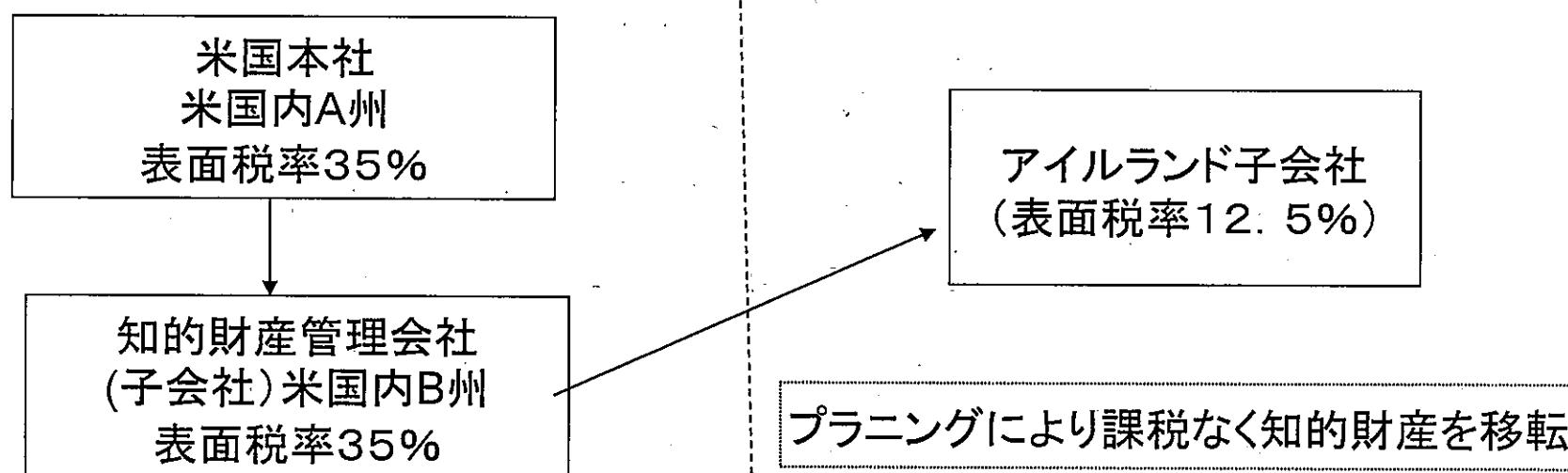
《OECDにおける無形資産の主な論点》

- ・無形資産の範囲
- ・無形資産の評価・課税の方法
(現在の移転価格ガイドラインは、所得相応性基準のような事業再編後における移転価格の調整は、後知恵的なもので適当ではない、との立場)

米国における事業再編の事例

米国多国籍企業は、低所得国へ所得を移転するタックスプランニングにより実効税率負担を大幅に引き下げているとされる。Corporate Income Taxes in the Bush Yearsによると、フォーチュン大手275社の実効税率は17%程度(2002年、2003年)となっており、表面税率40%程度と大幅にかい離している。

米国多国籍企業のスキーム例



このスキームによりこの多国籍企業は毎年500億円の税負担を軽減しているといわれている。
ウォールストリートジャーナル2005年11月7日記事

米国の移転価格税制(1)

(1)背景

1960年代後半から米国の著名な企業が、軽課税国に関連子会社等を設立して、特許等の製造用無形資産を移転又は使用許諾し、これら関連子会社等に多額の所得を移転させた。IRSは移転価格税制を用いて課税処分を行ったが、1980年代の租税裁判所の判決において敗訴した。

そこで米国議会は、「従来の制度が比較対象取引の存在しない場合の明確な指針を示しておらず、関連者に対する適正課税の実現ができない」と判断し、1986年にIRC § 482を改正し、「所得相応性基準」を導入した。

「所得相応性基準」とは、無形資産の移転後において、移転された無形資産から発生する実際の所得により無形資産を評価する方法である。

米国の移転価格税制(2)

(2)目的

- 所得相応性基準の目的は、無形資産取引に伴う関連者間の所得配分を、それぞれの行う相対的経済活動を合理的に反映する形で行おうとするものである。
- 具体的には、無形資産の移転後、無形資産に帰属する所得に大幅な変化があった場合や関連者が果たした経済的活動、使用資産、負担した経済コスト及びリスクに大幅な変化があった場合に、それらを反映させるべく、対価の修正を求めるということである。
- 第一段階で、無形資産から発生した実際の所得の決定を行い、第二段階で、その所得を各当事者が果たした機能、負担した経済コスト、リスクに従い配分する。

(3)定期的調整(Periodic adjustments)

- 無形資産取引後に、無形資産に帰属する所得に大幅な変動があった場合、過年度に取引対価が適正対価であると決定されたとしても、無形資産取引簿の課税年度で対価の修正を可能とさせる規定である。所得相応性基準に基づく無形資産の移転に係る特別規定として財務省規則に定められている。

ドイツの移転価格税制(いわゆる退出税)

1、ドイツ税制改革

メルケル大連立政権のドイツは消費税率、所得税率の引き上げ、法人税率の引き下げ等の抜本的改革を行った。法人税改革では、課税ベースの拡大とともに税率に引き下げが行われたが、その一環として2008年、国際取引課税法を改正し、事業再編による所得の国外流出に対する移転価格税制の強化が行われた。

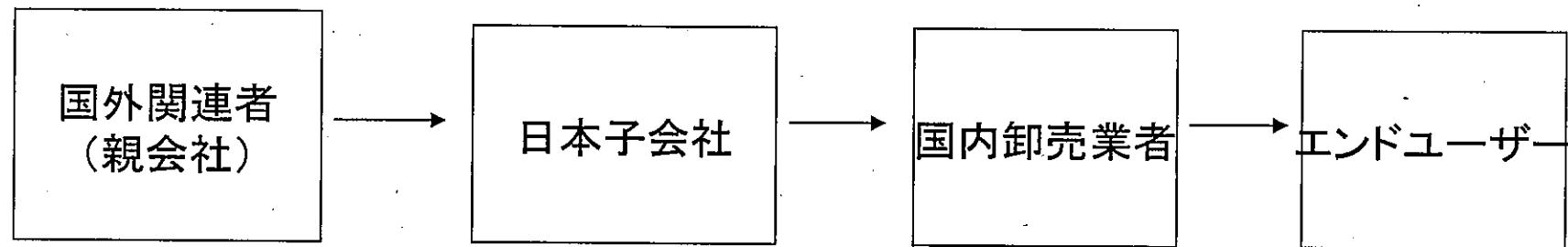
2、所得相応性基準の導入

「価格調整の規定が設けられていないく、契約締結後10年以内に著しい乖離が生じた場合、乖離が生じた事業年度の翌事業年度において、当初の移転価格に対する適正な金額調整がなされなければならない。」

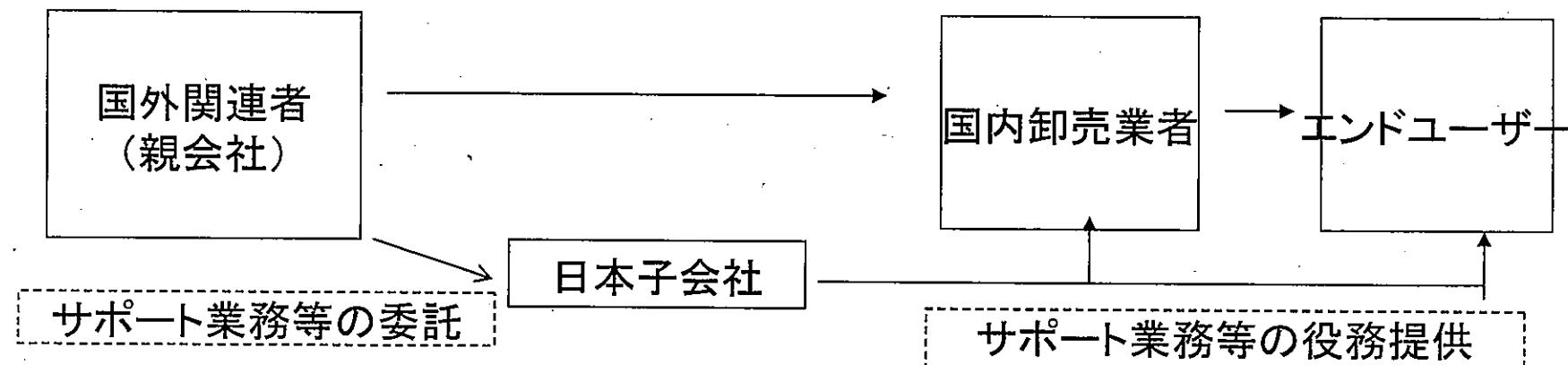
事業再編において機能が国外移転され、事業再編時の評価とその後の収益との間に差異が生じた場合には、移転後10年間は調整額を計算して申告しなければならない。

わが国における事業再編の例 (コンセプト図)

事業再編前



事業再編後



わが国への示唆

- ・わが国でも、インバウンド、アウトバウンドで、事業再編に伴う無形資産の移転が問題となりつつある。わが国企業も、先進国最高水準の法人税率のもとで、アジアなどの低税率国に設立した統括会社に経営ノウハウの移転などを進めることで、税負担を軽減するプランニングが近年増加している。
- ・今後法人税の税率引き下げと合わせて、課税ベースの拡大が検討される際、超過収益の源泉である無形資産を海外に移転させることに対する課税のあり方を検討する時期に来ているといえよう。